

『東芝 PC プレミアム保証』規約

第1条 適用範囲

1. 本規約は、東芝クライアントソリューション株式会社(以下「当社」という)が提供する『東芝 PC プレミアム保証』(以下「本サービス」という)に関する利用条件を規定したものです。お客様は、本規約をよく読み、本規約の内容に同意したうえで本サービスを申し込みます。お客様が本サービスをご購入又はご利用の際には、お客様が以下の規約に同意したものとみなします。

2. 本サービスは、日本国内に於いて日本語による以下のサービスを提供します。

第2条 対象製品

本サービスの対象製品は東芝製パソコン(国内モデル)とします。

第3条 料金及び支払い方法

1. 本サービスの料金は当社所定の料金表(以下「料金表」という)に記載します。
2. お客様は、本サービスの料金を当社が別途指定した方法で支払うものとします。

第4条 本サービスの申込方法

1. お客様は、本規約を承諾のうえ WEB にて申し込みものとします。
2. お客様は、対象製品の新品購入日から60日以内に本サービスを申し込みものとします。

第5条 契約の成立と本サービスの開始

1. 本サービスは、お客様が本サービスの申し込みをし、第3項に定める書類を当社へ提出し、お客様が本サービスの料金の支払を完了させ、当社がそれを確認したときに成立(以下成立した契約を「本契約」という)するものとします。
2. 本サービスの開始日は、対象製品の購入日に遡りこれを起算日とします。(但し、第6条第2項の損害補償サービスについては本サービスの成立日以降を有効とします。)
3. お客様は、本サービスの申し込み後、当社からの本サービス登録の受付通知を受けてから30日以内に以下の書類(以下「書類」という)を当社へ提出し、かつ本サービスの料金を当社へ支払います。当社は登録内容が確認できる書類又はメール等による電子情報(以下「登録証」という)をお客様へ送付します。
 - ①東芝PCプレミアム保証登録用紙(必要事項が記載されたもの)
 - ②対象機器の購入日が記載された無償保証書の写し(又は同等の資料)
 - ③対象機器の購入金額が記載された領収書の写し(又は同等の資料)
4. お客様から前項に定める期間内に書類の提出がされない場合、又は書類に虚偽の記載があった場合もしくはお客様から本サービスの料金の支払いが指定された期限までに行われない場合等当社が不当と判断した場合は、当社はお客様の本サービスの申し込みを承諾しない場合があります。

第6条 本サービスの内容

1. 故障の修復サービス
対象機器に故障が発生した場合、当社は「無料修理規定」に準じた修理を行います。
 - 1)本サービス内容からの除外事項
 - ①お取り扱い上のはなはだしい不注意及び誤用による故障。
 - ②対象機器の筐体・カバーのキズは対象外とします。特別仕様又はお客様が加工した塗装、刻印、ラベル等の復元はいたしません。
 - ③異常電圧等不測の事故、対象機器以外の装置等に起因する事故及び通常使用状態では起こり得ない原因によって生じた事故の修復費用。
 - ④設定及び設置場所の変更に要する費用。
 - ⑤補助記憶装置(HDD/SSD)の交換、初期化に伴うデータのバックアップ・修復・復旧作業。本事項に備え定期的にデータのバックアップをお取りください。
 - ⑥対象機器に接続された回線の故障及び対象機器以外の故障に起因した修復費用。
 - ⑦対象機器で固有に指定した消耗品、指定耐用年数経過後の交換部品(組部品、バッテリー等)、オーバーホール費用、並びに消耗品の費用。
 - ⑧当社 指定品もしくはメーカー指定以外の消耗品に起因する機器障害の修復費用。
 - ⑨International Limited Warranty 海外保証(制限付)。
 - ⑩再販(リユース)・譲渡を目的とした整備・点検。
 - ⑪その他、操作指導、補償適用不可能な損害等。

2. 損害補償サービス
損害補償サービスは当社と損害保険ジャパン日本興亜株式会社(以下「保険会社」という。)が締結した動産総合保険をもとに提供されます。
損害補償サービスとは、対象機器が火災、落雷、破裂、爆発、水災、破損などによってお客様が損害を被った場合、保険会社から当社宛に支払われる損害保険金を元に当社が部品交換による修理を行うサービスです。本サービスをお客様が利用する場合は、お客様は次項以下に定める自己負担金及び損害保険金が賅えない修理費用を負担するものとします。但し、当社が修理不可能と判断した場合又は修理費用が補償限度額を超えた場合もしくは盗難の場合(以下「全損」という)は、損害保険金をお客様へ支払います。全損の場合、お客様は自己負担額のみを負担するものとします。
 - 1)対象機器が火災、落雷、破裂、爆発、水災、破損による損傷又は盗難にあった場合、お客様は直ちに当社へ通知し30日以内に下記の当社指定様式による申請手続きを行います。
 - ①火災・破裂・爆発が生じた場合、お客様は口頭又は書面ですやかにその旨を所轄消防署に届出て罹災証明書、「東芝PCプレミアム保証事故報告書兼請求書」(以下「事故報告書」という)を当社に提出します。
 - ②盗難にあった場合、お客様は口頭又は書面ですやかにその旨を所轄警察署に盗難届けを提出し盗難届受理番号を警察署より取得し、事故報告書を当社に提出します。
 - ③落雷、水災、破損などの場合、速やかに事故報告書を当社に提出し、事故状況調査、写真撮影に応じるものとします。
 - 2)補償限度額は対象機器初年度では購入金額の100%/、2年度は90%/、3年度は80%/、4年度は70%/、5年度は65%です。
 - 3)部品交換による修理の場合、損害保険金は修理費用から免責(自己負担金)5,000円を引いた額の80%となります。お客様は、修理費用から損害保険金を引いた額を修理完了までに当社に支払うものとします。
 - 4)全損の場合、当社は損害保険金として補償限度額から免責(自己負担金)5,000円を引いた額の80%を限度として1回限り支払うものとします。損害保険金の支払いをもって本契約は終了となります。
 - 5)補償サービスの対象外(主なもの)
 - ①お客様の故意又は重大な過失による損害。
 - ②自然の消耗、さび、かび、変色などの損害。
 - ③瑕疵、ねずみ喰い、虫喰いなどによる損害。
 - ④戦争、暴動その他の事変、差押え、没収、又は核燃料物質などによる損害。
 - ⑤地震、噴火、又はこれらによる津波による損害。
 - ⑥日本国外に所在する間に生じた損害。
 - ⑦電氣的又は機械的事故による損害^(注)。
 - ⑧詐欺、横領、置忘れ、紛失による損害。
 - ⑨汚損、擦損、塗料のはがれその他単なる外観の損傷であって、対象機器の機能に直接関係のない損害
 - ⑩添付又はプレインストールされているソフトウェアに単独で生じた損害。(注)これらの事故によって火災、破裂又は爆発が発生した場合又はこれらの事故が偶然な外来の事故の結果として発生した場合を除きます。
※その他、対象とならない場合があります。詳しくは、当社がお客様に提示する保険会社、取扱代理店のご案内を参照ください。
3. 本サービス事故調査・給付金の支払
 - 1)第5条第2項の損害補償サービスは、本規約により保険会社が、事故調査ならびに補償金額等の調査と保険金(給付金)の支払いを行います。
 - 2)保険会社は、本規約ならびに動産総合保険普通保険約款、自動追加特約、商品付帯契約特約等の規定に従って補償します。

第7条 対応方法及び時間

1. 対象機器に故障・損害が発生した場合、お客様は当社の所定の方法で修理依頼を行い当社よりお客様からの依頼に基づき当社が指定する輸送業者により集荷(梱包含む)を行い、当社修理完了後お客様への指定する場所へ送付するものとします。一部の離島(沖縄地区は本島を除く)は集荷の適用外となります。集荷及び返却は適用地域での受渡しとなります。また当社は出張によるサービスの提供は行いません。
2. 本サービスの対応時間帯
修理受付は月曜～土曜の10:00-12:00、13:00-18:30とし、日曜日、祝日及び当社指定休日を除きます。なお、集荷は当社受付から、翌営業日以降に行うものとし、その時間帯は9:00-18:00とします。一部時間帯が制限される地域がございます。

第8条 遵守事項

1. お客様は、当社 が本サービスを提供するにあたり、必要と判断したデータ及び情報等を、当社に提供するものとします。
2. お客様は、当社が依頼する問題解決に必要と判断した予防又は修正のための作業を速やかに実施するものとします。
3. 本サービスにより、当社がお客様に提供した情報その他著作物は、そのお客様のみ利用することができるものであり、お客様は、当社の書面による事前の承諾なくして、その情報その他著作物を第三者に利用させないものとします。
4. お客様は、氏名、住所等、届出内容に変更があった場合は、速やかに当社へ届出のものとします。
5. お客様は、対象機器に関する所有権、使用权を保有する等、対象機器を適法に利用していることを当社に対し、保証するものとします。
6. お客様は、いかなる理由でも本サービスを利用する権利及び当社より通知された契約番号及び契約の証を第三者に譲渡、貸与、販売しなものとします。
7. お客様は、当社より通知された契約番号及び契約の証を自己の責任をもって管理するものとし、その不正使用が行われた場合であっても当社は一切の責任を負いません。

第9条 登録証

1. お客様は、登録証を、本契約終了の日まで自己の責をもって保管するものとします。
2. お客様は、その如何を問わず登録証を紛失し、又は盗難を受けた(以下「紛失等」という)場合は、速やかに当社に連絡をするものとします。
3. お客様が登録証を紛失等したことによってお客様に損害が発生しても、当社は一切責任を負いません。
4. 当社は、お客様が登録証を紛失等した場合であっても、登録証の再発行はしないものとします。

第10条 機密保持

当社は本サービスを提供するにあたり、お客様に関する情報について、適切な管理をします。また、本サービスを実施する目的で、第13条に定める協力会社を除き、一切お客様に関する情報を第三者に開示することはありません。

第11条 個人情報の取扱い

お客様から提供いただいた個人情報は、本サービスに関する契約の履行・連絡・回答、商品・サービスの情報提供のために利用いたします。利用目的の範囲で株式会社東芝及び東芝グループ会社が使用することがあります。また本サービス履行の目的で第13条に定める協力会社に預託することがありますが、個人情報保護法等を遵守させ、適法かつ適正に管理させますので、予めご理解、ご了承ください。お客様は、ご自身の個人情報について、個人情報保護法に基づいて開示、訂正、削除をご請求いただけます。(法に基づき手数料・郵送料等実費をいただく場合がございます。)お客様の個人情報の取扱い全般に関する当社の考え方は、東芝クライアントソリューション株式会社の個人情報保護方針をご覧ください。
<http://www.toshiba-tcs.co.jp/privacy.html> 16歳未満のお客様は、保護者の方の同意を得たうえでお問合せください。お客様から、所定の個人情報をご提供いただけない場合には、本サービスを提供できないことがありますので、予めご了承ください。本サービスに基づく個人情報の取扱いの問合せ先「東芝 PC 工房(東京・秋葉原)」電話 03-3252-6274、受付:月曜～土曜の10:00-12:00、13:00-18:30、日曜日、祝日及び当社が指定する休日を除きます。

第12条 部品交換の所有権

本サービスにより交換した不良部品の所有権は、すべて当社に帰属するものとします。

第13条 業務委託

当社は本サービスの全部又は一部を当社が選定した協力会社へ委託する場合があります。

第14条 対象製品記憶装置の記憶内容取扱い
対象製品の記憶装置に記憶された内容は、故障や障害およびその他の原因にかかわらず、その損失障害については、一切その責任は負いません。お客様は、修理をご依頼される際は、お客様ご自身で事前にデータのバックアップを行ってください。対象製品を当社が預かった時点で、データは全てバックアップされたものとみなします。記憶装置が故障した場合等、インストールされているソフトウェアやお客様のデータは、消去されることをお客様は予め承諾するものとします。

第15条 有効期間

本契約の有効期間は、第5条の起算日から数えた所定の期間とします。

第16条 賠償責任

1. 当社の責に帰すべき事由により、お客様が損害を被った場合には、通常損害の範囲内で、かつお客様が本サービスについて実際に支払った金額を限度として、当社は賠償責任を負うものとします。
2. いかなる場合においても当社は、当社の責に帰することのできない事由から生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別な事情から生じた損害、逸失利益、対象機器のデータに関する損害及び第三者からの損害賠償に基づく損害については、責任を負わないものとします。

第17条 本契約の解除

お客様が次のいずれかに該当する場合は、当社はおお客様に対し何らの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を停止又は中止し、本契約の全部又は一部を解除し、これらと共に当社が被った損害を請求する場合があります。

- ①サービス申し込み時に、虚偽の事項が記載されていたことが判明した場合。
- ②本規約の各条項の一に違反した場合。
- ③本サービスの運営を妨げる行為を行った場合。
- ④その他、当社が不適切と判断した行為を行った場合。

第18条 不可抗力

当社は、地震落雷等の天災地変、火災、戦争、暴動、内乱、政府の行為、労働争議等の当社の合理的支配を超える不可抗力又はその他当社の責に帰すべからざる事由により、本サービスの提供を遅延又は中断することがありますが、これによりお客様に損害が発生しても一切責任を負わないものとします。

第19条 変更

当社は、以下の事項を変更する必要があるが生じた場合、お客様に対する通知により、変更できるものとします。

①本規約の内容 ②本サービスの料金 ③対象製品 ④本サービスの内容

第20条 暴力団等の排除

1. お客様が次の各号の一に該当した場合は、当社はなんらの通知、催告を要せず直ちに本サービスの提供を解除することが出来るものとします。
 - 1)お客様が暴力団、総会屋、その他の反社会的勢力(以下「暴力団等」という)であるとき、又は、暴力団等であったことが認められるとき。
 - 2)お客様が暴力団等への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行ったとき。
 - 3)お客様が自らあるいは第三者を利用して当社に対し、暴力的又は威迫的な行為、もしくは不当に名誉・信用を毀損する行為を行ったとき。
2. 当社が前項の規定により本サービスの提供を受ける資格を解除した場合は、お客様に損害が生じても、当社はこれを一切賠償しないものとします。

第21条分離可能性

本規約のいずれかの条項又はその一部が、法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有し、お客様及び当社は、当該無効若しくは執行不能の条項又は部分を適法とし、執行力を持たせるために必要な範囲で修正し、当該無効若しくは執行不能な条項又は部分の趣旨ならびに法律的及び経済的に同等の効果を確保できるように努めるものとします。

第22条管轄裁判所

お客様と当社の間で、本契約に関して訴訟が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第23条 途中解約

お客様は本契約を途中で解約する場合は、解約日の1カ月前迄に書面により当社に解約を申し出るものとします。但し、一度お客様が支払った本サービス料金は返却されません。

第24条 協議

本規約に定めていない事項並びに条項の解釈について疑義を生じたときは、お客様と当社の間で協議の上円満に解決するものとします。

東芝クライアントソリューション株式会社 国内サービス事業本部 PC工房部